

## 兵庫県立川西明峰高等学校生徒指導に係るルール

### 1 生徒との携帯電話又はメール・SNSの使用について

#### (1) 携帯電話の使用について

生徒への連絡は、原則、生徒の携帯電話には行わず、保護者を介した連絡を行う。

#### (2) メール・SNSの使用について

- ① 教職員と生徒との間での使用は、教育活動（部活動指導等）の必要時に限ることとし、メールやSNSを通じての私的なやり取りは行わない。
- ② 教育活動の必要時であっても、メールやSNSを通じて生徒と直接的なやり取りを行う場合には、事前に管理職の許可を得るとともに、保護者の承諾を得る。その際、複数の教職員が参加することにより、情報を共有し、透明性を高める。

### 2 生徒との面談や相談等の実施方法について

- ① 面談や家庭訪問等で行い、メールやSNSは使用しない。
- ② 原則として、校内又は保護者在宅の生徒宅で実施する。
- ③ 校外で行う場合は、事前に管理職の許可を得る。
- ④ 複数の教職員により組織的に対応する。やむを得ず一対一で面談等を実施する場合は、部屋の窓や扉を開ける等、密室状態にならないよう配慮する。

### 3 教職員の自動車への生徒の乗車について

- ① 原則として、教育活動中、または土日等の休暇中を問わず、自家用車には特定の生徒を乗せる等、一対一の状況にならないこと。
- ② やむを得ず生徒を自家用車に乗せる必要がある場合には、事前に管理職の許可や保護者の承諾を得る。